

## 平成20年2定厚生常任委員会

### 高橋委員

それでは、新年度から医薬品登録販売者試験制度というのが薬事法の改正で設けられることになったと伺っていますので、確認も含めて教えていただきたいと思います。この薬事法の改正で、今まで専門の薬剤師が行ってきた医薬品の販売についてだれもが登録販売者試験を受けることによって行えるようになったということを理解していますが、受験に当たりまして、要件はどのようなものか確認させていただきます。

### 薬務課長

登録販売者の試験を受けるに当たりましては、学歴に応じました医薬品の販売等に関する実務経験が必要となります。例えば、これまでに薬学部の正規の課程を修めて卒業をされた方につきましては、実務経験は必要ございませんが、高校卒業以上でございますと1年の実務経験、また、学歴を問わないということになりますと、4年の実務経験が求められるというようなことになってございます。

### 高橋委員

医薬品の販売に従事する者が、薬剤師なのか、登録販売者なのか、私たち一般消費者にとってはなかなか判別しにくいかと思いますが、どのように確認をしていくのかお伺いします。

### 薬務課長

本制度は、平成21年度に施行予定の業態変更、販売業の変更を視野におきまして、店内において取り扱う医薬品の種類であるとか、または専門家の種類等を提示させるというようなことで、現在国におきまして、具体的な管理内容や体制整備等に関しまして、医薬品販売制度が国民から見て分かりやすく、かつ実効性のあるものとするを前提に検討を行っているという状況でございます。

### 高橋委員

国では検討中ということですが、やはり国の対応もさることながら、何らかの本県としての対応も必要かと思っておりますので、是非、表示制度等の構築などを含んでおいていただければと思います。

ところで、登録販売者が店舗販売業という形で開業するに当たって、今後はどういう段取りが必要になってくるのか、確認しておきます。

### 薬務課長

まず、登録販売者自らが開設者、営業者となることが考えられるものでございます。また、店舗販売業の許可を得た店舗に勤務する従事者となることも想定されるところでございます。店舗販売業を開設するに当たりましては、薬事法に基づく許可を受ける必要がございます。そこには専門家であります薬剤師、または登録販売者がいることということが要件になるわけですが、それ以外に店舗の構造・設備等が基準に適合していることが必要となるわけですが、店舗の構造・設備、配置しなければならない専門家の人数につきましては、先ほど申し上げました国で検討されているという状況でございますので、その結論を踏まえまして、関係団体等への周知を図り、新たな業

態である店舗販売業と許認可などの適切な運営の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

#### 高橋委員

ところで、先ほど資格要件等を確認させていただいたのですが、有資格者数及び受験者予定数というのですか、そういったものを大体どのぐらいと見込んでいるのか、併せて、受験時期については、国で鋭意検討中ですが、どういう状況なのか確認させていただきます。

#### 薬務課長

受験者の数でございますが、これとって確実な数値はございません。ただ、事前に日本チェーンドラッグストア協会や関係団体等々から聞き取りをさせていただいた状況では、大体3,000人程度の方が受験されるのではないかと見込んでございます。

また、試験の日程でございますが、来年度の遅くならない時期にというようなところで、今、予定を調整している最中でございます。

#### 高橋委員

冒頭に申し上げましたように、薬事法の改正を受けまして、薬局の外に一般用医薬品のみを扱う店舗販売業という新たな仕組みが構築されるということですので、この後もしっかり医薬品の安全供給ができるように関係団体と連携をとっていただくことを強く要望しておきたいと思っております。

続きまして、こども医療センターの新生児集中治療室の整備について確認させていただきます。これまでの質疑の中で、増床するということを承知しておりますが、こども医療センターのNICUを6床増床することにより、どのくらいの効果が期待できるのかについて確認させていただきます。

#### 県立病院課長

平成18年度にこども医療センターの病床が満床のため患者の受入れができず、他の医療機関に搬送した件数が149件でございます。今回、NICUを6床増床するわけですが、この6床の増床をして、この149件の受入れが全部できるということではないわけでありまして。ただ、一方、周産期救急の改善の取組としては、救急医療中央情報センターによる周産期の救急機関への受入れ要請も稼働していますし、昨年末に、厚生労働省からは、各都道府県に、要請された新生児集中治療室における初期入院患者への対応などの取組といった通知もございます。そうしたNICUの整備だけでなく、NICUと協力機関の後方支援も含めた役割分担の中で、全体としての調整を図っていくことによって、受入れを更に増やしていくというのが大事だと理解をしているものでございます。

#### 高橋委員

今の御答弁は、増床プラス一層の後方支援等も活用した充実が望まれるということだと思いますが、それでは、後方支援については、どういうことを検討しているのか、今後のビジョンについて伺います。

#### 県立病院課長

現在、こども医療センターの平均在院日数が約50日でございます。協力機関との連携の中で、なるべくこども医療センターでなくても管理ができるようになったお子さん

をそういうところに移管して、なるべくこども医療センターでは重い患者を受け入れるという役割分担の中で、キャパシティを増やしていきたいと考えているところでございます。

#### 高橋委員

やはり、後方支援の在り方が非常に大事だと思うのです。人工呼吸器などの設備の充実とともに、体制をどうつくり上げていくかが、こども医療センターは当然として、今後の小児、新生児の集中治療についての在り方として非常に大きな課題になってくると思っております。本県でも、他県に搬送された例などがあるとのことですが、こども医療センターは、県内唯一の子供専門の病院でありますので、県民の期待も高いと思います。基幹病院としての役割を今後一層期待しておきたいと思えます。

平均在院日数が 50 日ということですが、やはり長い方ですと、御家族も大変苦労されていていらっしゃる中での看護だと思えます。プライバシーの問題もありますが、最長の方でどのくらい在院されている方がいらっしゃるのでしょうか。

#### 県立病院課長

今、委員からお話のように、件数は少なく、数人ですが、ペースメーカーを付けた患者で動かせない長期入院患者ですが、6 箇月ぐらいの方が 2 人ほどおられます。

#### 高橋委員

重篤の長期入院患者もいらっしゃるということだと思えますので、今後の一層の機能の充実を望みます。

こども医療センターは地元なのでよく行くのですが、ヘリポートもないし、なぜあのような設計をしたのかと思うぐらいです。最初から屋根の上にヘリポートをつくっておけば良かったのにも感じます。近くの保健センターの空き地がありますが、草がぼうぼうでヘリコプターはとても止められないような状況ですし、遊休資産として非常にもったいないという思いもしながら、常に見ていました。この一帯は、抜本的な改革をしなければ駄目ではないかという思いがますます強くなっております。

そういうことも含んで、次は、独立行政法人化についてであります。

もう何名かから御質疑がありましたが、この独立行政法人化では先行事例があります。例えば、大阪府等でございますが、至るところで、今、医療機関の独立行政法人化ということで先行事例があります。大都市である大阪府の独立行政法人化なども勉強されたと思うのですが、どういう課題があるか、そういったものを把握されているのか、確認の意味で伺っておきたいと思えます。

#### 県立病院課長

大阪府の場合は、平成 18 年度にいわゆる公務員型の特定地方独立行政法人に移行したわけですが、その際の大阪府の病院事業における経営状況でございますが、平成 17 年度末での累積欠損金が 802 億 1,400 万円余、それから、いわゆる流動負債が流動資産を上回っている、不良債務と呼んでいますが、これが平成 17 年度末で 64 億 7,000 万円ございました。これに比べて本県の状況は、累積欠損金が 178 億円でございますが、いわゆる不良債務があるというような状況ではないです。そういう意味で、状況はかなり違っていると思えます。大阪府の場合は、不良債務があるということで、経営改善が非常に大きな課題で、独立行政法人化をして徹底改善しなければ、不良債務が更に増えるという状況下で移行したという意味では、かなり状況が違うところですよ。

## 高橋委員

何回か確認してきたことですが、本県の場合は、黒字も出していて、その中での今回の独立行政法人化の検討ということになっています。大阪府は、公務員型で、もうやむにやまれぬ状況の中で、独立行政法人化に踏み切ったと承知しております。

本県でも、例えば、せりがや病院、芹香病院をはじめ、設備の老朽化は非常に著しく、本当にここはもう少し患者へのサービスが向上するような、いろいろな面で、先ほども申しましたアプローチにしても何にしても、委員会では是非調査に行かなければいけない、委員長には是非お願いしたいと思っていたぐらいですが、患者本位の環境になっていないのではないのかと思います。例えば、看護宿舎の跡地も今だに残っています。たばこの投げ入れでもされれば、もう大火災になり得るような状況で、平成6年から建て替え看板が出たままです。平成6年です。14年間、どうなっているのかというぐらい、使っていないのですからかなり老朽化しているところです。そういった意味では、かなり県立病院の環境整備をやらないと、患者本位の高度な医療の提供ということにつながらないのではないかと思います。

例えば、招へいしようとした医師に、県立病院に是非お越しく下さいと言ったときに、喜んでというふうになっているのか、確認の意味で伺っておきたいと思います。

## 県立病院課長

これは芹香病院ということではありませんが、県立病院に採用をされてもということ、病院を視察した医師が、医療機関が余りにも古いということやいろいろな理由で採用を辞退したというケースは、それほど多いわけではありませんが、ないわけではありません。そういう意味では、その部分については大変苦慮しているところでございます。

## 高橋委員

平成6年から建て替え計画概要図を立てたままで14年間というのは、周辺に対しても説明が付きませんし、県立病院の経営ビジョンを指摘されかねない問題だと思っております。いつもあそこの前を通過して、どういうビジョンを考えていらっしゃるのかと思っておりましたら、独立行政法人化だと、そういうビジョンにのっとなって、この一帯も考えていらっしゃるのだと理解をしていますが、そういうふうには、すべて含んだ上で長期化しているということによろしいですね。

## 県立病院課長

現在、県立病院へのこれからの医療ニーズというものは、まだまだこれから非常に増えていくだろう、それはがんセンターの整備であり、あるいは医療観察法の指定医療機関への対応などがますます増えているものと思っております。そうした中で、それを可能にする経営基盤を病院として打ち立てることが一つの大きな目的でございます。今、委員からいろいろお話がありましたところについては、施設の管理という面でも問題はございますので、適切に行っていかなければなりませんし、今後の施設整備ということについても、独立行政法人化の議論をさせていただいておりますので、その中で、きちんとした収支見通しを立てて進めてまいりたいと考えております。

## 高橋委員

要望ですが、旧宿舎の撤去につきましては、予算化されているか、予算化されていないかを問わず、安全のためにも、是非、早急に考えて取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思っております。

それから、横浜市立病院では、電子カルテを導入して平成20年度から経営改善に取

り組んでいくということになっているようです。事業の委託化等はまだ先んじてやっています、平成 20 年度は、電子カルテの導入ということを進めていくと側聞しています。県立病院と市立病院の格差があらゆる面で拡大しないかということもありまして、様々な経営改善の攻めの時期はいつなのかということを見定めていかざるを得ないと思います。そこで、病院事業庁では経営改善の攻め時というのはどういうふうを考えていらっしゃるのか、御見解を伺っておきます。

#### 病院事業庁長

御存知のとおり、日本の医療制度は、医療費の削減傾向がずっと続いておりますし、この傾向はそれほど変わらないと思います。とはいえ、委員御指摘のように、施設・設備を更新していかなければ、質の高い医療というのはできないと考えております。

先ほど来いろいろ申し上げておりますが、やはり経営基盤をより強化して必要な投資ができるようにしたい、これは、私ども一同の大変強い願いでございますし、是非そのようにしていきたいと考えております。

時期はいつかというお尋ねでございます。現在やっとな繰入金を入れていただいて黒字という状況でございますが、これを更に改善したいと思っております。これが確立して、決してある年から急にそういうことができるというわけではないと思っておりますが、是非、現在の黒字基調をまず定着させたいと思っております。定着させながら、投資を増やしていきたいと考えております。ですから、平成何年からというふうなものではないと思っておりますが、現在の黒字基調をこのまま伸ばして、その中で必要なものを次々と手当をしていきたい、このように考えております。

#### 高橋委員

一般会計からの繰入金が 130 億円を超えている状況の中で、予算委員会でも質疑が出ていましたが、これから独立行政法人化するにしても、それをいかに削減して、県民負担を削減しながら自主努力で医業収益を上げて、良質な医療の提供が図れるかどうかという大きな目標に向かっていろいろ考えておられるのだらうと思えます。

これから平成 20 年度は、定款の策定などに取り組んでいきたいという御答弁を過日より伺っています。この定款策定、さらに、中期目標を議会側も議論していくわけですが、この中期の経営計画につきましても、中期目標も独立行政法人法にのっとれば、3年から5年というスパンが示されております。これは、3年と5年では、隔世の感があるみたいな状況ではないのかと思う反面、やはり5年ぐらいのスパンに立たなければ、大規模な設備投資はできないなど、いろいろなお考えがあると思えます。それらのことについては、今のところ、どういう御見解を持ち合わせているのでしょうか。

#### 県立病院課長

中期計画を立てる時期が3年から5年というお話でございますが、診療報酬の改定が2年に一度あるということを考えると、5年の中期計画を立てますと、場合によっては、診療報酬改定が3回あるということになります。一方、今委員からお話がありましたように、資金の投資のことを考えると、3年という期間で投資の計画を立てるのがどうかということもございます。また、仮に平成 22 年度に独立行政法人化して5年間ということになりますと、ちょうどがんセンターの整備が終わって、その翌年の減価償却費までを見込む形になります。そうしたもろもろの要素を勘案しながら、3年から5年という中での中期計画をどの年数でやるかということについては、これからそうしたこともよく検討に入れて、収支の見通しを立ててまいりたいと考えております。

高橋委員

収支見通しというのが大事だと思うのです。それを定款策定と同時なのか、もっと前倒ししてしっかり説明をしていくのか、その辺についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

県立病院課長

定款を定めるということになりますと、そこで議案を上げさせていただいて、定款ができますと、県としての設立の意思表示ができるということになります。これまで予算委員会でも御質疑をいただきましたが、その際に収支の見通しを立てて判断するということであります。そういうことで、来年度、定款の策定に合わせて、当然、収支の見通しを立ててまいりますので、この検討状況については、議会に御報告をさせていただいて、御議論をいただければと思っています。

高橋委員

最後になりますが、しっかりした経営ビジョンを立てていくと思いますが、そういう意味では、経営の自由度が増す中で、しっかり経営の効率化は当然のこととして、冒頭申し上げました県民の方への十分な医療提供のこととともに、採算をどう併せ持つていかれるかについて十分煮詰めていただいて、議会に提示していただくことを要望しておきたいと思います。

高橋委員

それでは、公明党神奈川県議会議員団を代表しまして、本委員会に付託されました平成 20 年度一般会計予算をはじめとする諸議案について幾つか意見を申し上げます。

はじめに、保健福祉部所管事項であります。

平成 20 年度当初予算案の中で、児童相談所におけます専門相談体制等の充実強化の取組として児童相談所に職員を 10 名増員するほか業務支援システムを本格運用開始するという内容でありました。先日の報道等でも、全国の警察が摘発した児童虐待事件は過去最多の 300 件に上るということでありまして、子供の生命にかかわるような深刻な虐待が後を絶たない状況であります。このような子供の成長に大きな影響を与える虐待に対しては、1 日でも早く子供の人権を守るための取組を行わなければなりません。そのためにも今年 4 月から施行される改正児童虐待防止法が円滑に運用できるよう、今回の児童相談所職員の増員やネットワークシステムの効果を最大限に生かしていただくことを強く要望しておきます。

次に、がん対策の総合的な推進についてであります。

昨年 6 月には、県内すべてのがん診療連携拠点病院の医師を構成員として協議会が立ち上がったところであります。平成 20 年度当初予算案にもがん対策の総合的な推進として所要の予算が計上されております。申し上げました協議会を中心に、放射線療法や化学療法の人材育成、県内のがん医療に携わる医療従事者を対象とする緩和ケア研修の実施、さらには、退院後の在宅医療を支援するために地域医療連携クリティカルパスの整備などにしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

また、こうした取組を通じて、がん診療連携拠点病院だけでなく地域の病院においても、診療機能をはじめ、がんに関する緩和ケアの提供や情報発信機能を充実し、県内全域のがん医療水準の底上げと均てん化が図られるよう併せて要望しておきます。

次は、新たな肝炎対策についてであります。

本県では本年 1 月から各保健福祉事務所で無料の肝炎検査を実施しており、さらに 4 月からは、医療機関においても無料の肝炎検査を実施するとのことであります。現在、

検査を実施する医療機関については県医師会と調整中との答弁でございましたが、保健福祉事務所に加えて医療機関も加わることで県民がより肝炎検査を受けやすくなりますが、まずはどこで無料検査を受けることができるのかについて広く県民に周知を図ることが必要と考えます。そこで、県のたよりをはじめテレビ、リーフレット、県のホームページ等による広報を行っていく考えであると同いしましたが、ほかにも、新聞等による媒体も活用しての広報も御検討いただきたく、県民に対する効果的な情報提供を強く要望しておきます。

また、肝炎の医療体制につきましては、県内の4大学病院に肝疾患医療センターを設置し、専門的な相談指導、普及啓発、かかりつけ医への情報提供、肝疾患の診療にかかわる人材の育成を進めるとともに、肝疾患診療ネットワークの拠点病院として地域の医療機関との診療連携を構築していくと同っております。

大学病院を中心に取組が進められていくことになるとは思いますが、その際には県内全体での連携を図ることが重要であります。大学病院も含めた関係機関の情報の共有化などが必要であると考えますので、これらに取り組んでいただくよう強くお願いいたします。

肝炎対策が大きな課題となっている中で、今後は地域の医療提供体制の強化、専門医療機関とかかりつけ医の連携についても取り組んでいく必要があると思っておりますので、積極的な推進を要望しておきます。

次は、食の安全・安心についてであります。

本県では、部局を横断した神奈川県食の安全・安心推進会議を設置し、食の信頼を回復するための検討が重ねられているところであります。過日、知事からも、食の安全・安心が脅かされている昨今の状況を踏まえ、複数年度にわたります食の安全・安心に取り組む指針を示すことによって県の姿勢を明確にし、県民の皆さんの安心感につなげていくことは意義あることだと答弁をいただきました。今回のギョウザ問題を契機に、県民に対し県の安全・安心への取組姿勢を明確に示すため、是非、県として中長期的な展望を示した指針の策定に前向きに取り組んでいただけるよう要望しておきます。

次は、うつ病対策についてであります。

平成20年度当初予算案では、新たにこころといのちの地域医療支援事業費として、かかりつけ医のうつ病に対する診断技術などの向上で早期に精神科の医療機関へつないでいくための予算が計上されております。こうした取組は是非とも進めていただく必要がありますので、今後は、医療機関におけます早期発見、早期治療の仕組みづくりを具体化させるとともに、相談機関や労働関係機関などと連携を強め、うつ病への対応を図っていただくよう要望しておきます。

次は、福祉のまちづくり条例の見直しについてであります。

平成8年に施行した福祉のまちづくり条例が大きな役割を果たしておるところであります。条例施行から10年が経過いたしました。この間、国ではバリアフリー新法が施行され、地方においても、東京都、横浜市などでは、新法に基づく条例が制定されるなど新たな動きが始まっております。バリアフリーという概念に加えて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが一般的になってまいりました。本県の福祉のまちづくり条例を取り巻く社会環境も大きく変化してきております。それらを踏まえまして、福祉のまちづくり条例の見直しに向けた基本的考え方の御報告を受けたところではありますが、その後1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、これからいよいよ具体的な条例案の作成に入るものと承知しております。その際、ハートビル法やバリアフリー新法を踏まえた条例というだけでは既に他の自治体が先行しておりますので、福祉のまちづくり条例の見直しに当たっては、いかに本県らしさを出していくかが重要だと考えております。我が会派も提案させていただきましたが、福祉のまちづくりの優良事

例を表彰していく顕彰制度の創設、これらも盛り込んでおりますが、是非、本県らしさを表現していただきたいと思っております。

これまでも、本県の福祉行政は様々な施策で他県をリードしてまいりました。今後条例づくりの進め方におきましても、是非、積極的な本県らしさを出していただきたく要望しておきます。さらに、本県ではカラーバリアフリーの取組について他県に先駆けた取組を進めてきたところでもありますので、条例見直しの中でも一層強化していただくように要望しておきます。

次に、病院事業庁の所管事項について申し上げます。

まず、がんセンターの総合整備についてであります。現在、P F Iによる整備手法について検討している段階であります。このP F Iによる整備に関しては、近江八幡市立総合医療センターがP F Iの解約も検討しなければならない状況に陥っているという内容でありました。本県のがんセンターのP F Iによる整備に当たっては、投資計画、資金計画をあらかじめ検討するため、現在、三菱総合研究所がP F Iの導入可能性調査を行っていると同っております。現在、業務要求水準書、総合整備案等の意思表示を固めるための報告書を取りまとめているところであると同っておりますが、このがんセンターの総合整備が今後の県のがん医療を決めていくものと言っても過言ではありません。是非、県民のがんセンターに寄せる期待にこたえ、将来をしっかりと見据え安定して運用できる医療施設として整備されるようしっかりとこれらを精査し、取り組んでいかれることを強く要望しておきます。

次に、県立病院の地方独立行政法人への移行についての方針案についてであります。今後の県立病院の運営上の課題を踏まえますと、一般地方独立行政法人への移行について理解するところではありますが、県立病院は県民へ高度専門医療等を提供することが本来の役割でありますので、経営の効率化のみに重点を置かれた議論を進めますと、県民が県立病院へ期待している医療からかけ離れてしまうのではないかと思います。そこで、地方独立行政法人への移行につきましても、県民の理解が得られるようあらゆる角度から今後も十分に議論を尽くしていくことを要望いたします。

以上、意見・要望を申し上げまして、本委員会に付託された諸議案に賛成をいたします。